

2020年5月1日

## 「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う 個人向けローンの条件変更手数料の免除について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：田尾 祐一）は、2020年5月1日（金）から9月30日（水）までの間、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている個人のお客さまを対象に、個人向けローンの条件変更にかかる手数料を免除いたしますので、お知らせします。

記

### ■ 個人向けローンの条件変更手数料の免除の概要

対象となるお客さま	個人向けローンをご利用中で、新型コロナウイルス感染拡大により、収入減少等の影響を受けている個人のお客さま
対 象 商 品	住宅ローン、目的型ローン(マイカープラン等)、フリーローン ※除くカードローン
条 件 変 更 の 内 容	元金据え置き、返済期間の延長
条 件 変 更 手 数 料	5,500円（税込）が無料となります
取 扱 期 間	2020年5月1日（金）～9月30日（水）

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業推進部 西川・池田 TEL 023-626-9003